

民商ニュース

2019年
4月15日号

新津民主商工会

新潟市秋葉区岡田九四
TEL (0250) 231-1353
FAX (0250) 231-5544

「有給休暇等、働き方改革」学習会開催

働き方改革関連法の制定により、4月より運用が始まっています。民商では、4月3日(水)に上村社会保険労務士を招いて学習会を開き22人が集まりました。

学習会では、大きく8つの改正があること。そのうち中小企業については、「有給休暇5日以上付与」など5つは、今年の4月1日から運用が始まっていることが説明されました。

続いて「労働基準法での時間外・休日の区分」や「変形労働の必要性」など、労働時間についての考え方について丁寧に説明した上で、有給休暇義務化について解説しました。

週5日以上勤務者は正規職員に限らず、パート・有期契約労働者も勤続7ヶ月目から10日の有給休暇の権利が付与され、5日以上取らせる必要があります。

事業主は、取得申出について「別の日に取得してくれ」とは言えますが「取つてはダメ」とは言えません。罰則規定もあります。事業のあり方を見直し、早急に対策しましょう。



業者青年一人ひとりを大切に青年部を強く大きく!

第38回県青協総会、増勢で開催

3月31日(日)三条市・三観荘にて第38回県青協総会が開催されました。代議員・来賓の方を含め、全県から24名が参加し、新潟県内青年部の一年を振り返り、続く一年間の方針を話し合いました。

新津民商からは加藤さん、渡邊さん、杉崎事務局の3名が参加しました。

新商連青木事務局長の講演「事業継承の課題」では、現在の経済環境の中でどのような努力が必要か総会の中で大いに交流しましょうと、国・地方自治体の経済政策やそれに伴う世の中の変化が論じられました。

総会決議案の提案では、経済の最小単位である私達業者青年が豊かな経済活動を行う事、また行える環境を作る事が最大の景気対策、と今後の運動が提案され、決議案・決算・予算案が満場一致で採決されました。

総会後は懇親会が行われ、様々な話題で多くの意見が楽しく交流されていました。

急募！新津民商事務局員

地域の自営業者の営業とくらしを支える仕事です。

- 健康な方、要普免、パソコンのできる方歓迎
- 社会保険、雇用保険、年休及び退職金あり(勤務年数による)
- 委細面談
- 応募方法 履歴書を新津民主商工会宛に、郵送または持参してください。追って面接日等をお知らせします。

宛先・問い合わせは、新津民主商工会まで

☆今週の商工新聞7面下段に西北支部慰労会の記事がカラー写真付きで載っています。